

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇ アルバイトの特別減税は確申時で

Q：特別減税のことでお尋ねします。アルバイトやパートの人は特別減税が受けられるのでしょうか。また中途採用者の場合はどのようなのでしょうか。

A：まず、パートやアルバイトについては、一般の給与所得者同様に特別減税が受けられます。ただし、夏期に還付が受けられるのは、扶養控除等申告書を提出している甲欄適用のケースに限られます。

このため、乙欄適用者の場合は、6年分の確定申告で特別減税が適用されます。確定申告書を提出する際は、源泉徴収票や給与支払明細書の添付が必要となります。

次に転職者ですが、6月1日までに再就職し、新しい勤務先に扶養控除等申告書などを提出している場合には、夏期給与特別減税の還付が行えます。この場合、旧勤務先から源泉徴収票の交付があり、それを新勤務先に提出していれば、旧勤務先での6年分の源泉徴収税額もこの夏期の還付の基礎に含められます。

しかし、夏期に還付を受けずに退職し、新たな勤務先や再就職した場合、例えば5月に退職し、8月に再就職するケースでは、まだ還付を受けていないからといって、就職した後に還付を受けることはできません。こうしたケースは、年末調整時または確定申告時において精算することで調整されます。

要は6年6月1日現在勤務している人のうち、給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人が夏期特別減税の還付対象者となるわけです。

どなたが
夏期特別減税を
受けられるのか
みてみましょう



※中途退職者は
再就職のない場合
として見下す

区 分		還付時期			
		6月	年調	確申	
給 与 所 得	甲 欄	年末調整を受ける人	還付	控除	—
		1,500万円超の人	還付	×	控除
	中 途 退 職 者※	5月31日以前	×	×	控除
		6月1日以後	還付	×	控除
	死 亡 退 職 者	3月31日以前	×	×	控除
		5月31日以前	×	控除	—
	6月1日以後	還付	控除	—	
乙欄適用	×	×	控除		
丙欄適用	×	×	控除		
退 職 所 得				還付	